

令和7年度
第12回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和8年3月10日開会

高松市農業委員会

令和7年度第12回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和8年3月10日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 22人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

欠席委員 2人

- 7番 瀧本 繁樹
- 17番 神高 賢二

農業委員会事務局出席者

事務局 長

兼農政課長 塚原 雅樹

農政課長補佐 森 亮介

農地係長 森 明雄

農政管理係長 山崎 博司

副主幹 浮田 政宏

副主幹 金田 篤宗

副主幹 稲積 直子

主査 溝渕 勝久

主任主事 栗永 亘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第11号 審査請求に係る審理終結通知について

議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出について

議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第14号 令和8年度最適化活動の目標設定等（案）について

議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について

議案第16号 高松市農業委員会情報セキュリティ対策基準（案）の策定について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長（会長） ただ今から、令和7年度第12回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中22人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、7番 瀧本委員、17番 神高委員の2名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び23番谷本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5条許可申請所有権9番に関連しています。

2番は、耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3条許可申請所有権7番に関連しています。

3番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5条許可申請賃借権2番に関連しています。

議案書2ページを御覧ください。

4番、5番は、いずれも耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、耕作目的のため、中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3条許可申請所有権の2番に関連しています。

2番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3条許可申請所有権の8番に関連しています。

3番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はあ

りません。

議案書4ページを御覧ください。

4番は、転用目的のため、農地法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

4条許可申請所有権の13番に関連しています。

5番、6番と次のページの7番は、耕作目的のため、中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

8番は、耕作目的のため中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件は金銭です。

3条許可申請所有権の21番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について5件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

なお、議案第2号のうち、13番は、中田委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、中田委員に退室いただいた上で、他の案件に先立ち、本件の審議をお願いいたします。

事務局は、中田委員の退室を誘導してください。

<中田 委員 退室>

議 長 それでは、13番について、事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案の13番につきまして、御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

13番は、露天貸駐車場用地とし転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、養蜂業を営む法人の代表者が、隣接する店舗への来客者用駐車場が不足していることから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が697.12平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案13番について、御

審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案うち、13番について、
許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、13番については許可することに決定いたしました。

それでは、中田委員の入室誘導をお願いします。

<中田 委員 入室、着席>

議 長 引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案のその他の
案件につきまして、御説明申しあげます。

6ページを御覧ください。

1番は、貸店舗・露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。隣接地でのコ
ンビニエンスストアの経営にあたり、来客者用の駐車場が必要となったことから転用申請した
もので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和61年頃に建築済みですが、関係書類を整理する過程において転用
許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接地に農地はなく、被
害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が393.44平方メートルあります。

2番、3番は、水路・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地の管理のために管理道及び排
水路として使用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年頃に造成済みですが、隣接農地を分譲することから現況に合
わせるもので、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。高齢となり今
後の安定した収入を得るため、建設業者の協力を得て周辺の共同住宅の空室状況及び入居希望
者を調査したところ、需要も高く新規入居者が十分に見込めることから転用申請したもので、
転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との
調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、主要道路に近接し周辺は店舗など宅地
化が進んでおり駐車場としての需要が高いことから転用申請したもので、転用理由と農地区分

については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年頃に造成済みですが、この度、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

6番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、賃貸アパートで暮らす家族が子の成長に伴い手狭となったことから転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接農地関係者との調整も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地が居宅から離れた場所にあるため、近隣に農機具等を収納する倉庫及びトラクターや駐車スペースが必要となったことから転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年頃に建築・造成済みですが、他の農地の転用を計画、調査していたところ、許可が必要であることを認識したことから追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族が増え家財道具も増えたことから新たに居宅の建築が必要となったことから転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年頃に造成済みですが、他の農地の転用を計画、調査していたところ、申請地に越境していたことが分かり、解消するため、追認許可を得るもので、隣接農地は申請者のもののみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が492.22平方メートルあります。

9番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業機器の増加などから自家用車の駐車スペースや物置が不足したことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年頃に建築済みですが、この度、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接する農地は所有者のもののみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が710.26平方メートルあります

次のページを御覧ください。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地の耕作・管理をしていくなかで、農業用機械等が増加し、納屋・物置が必要となったことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年頃に建築済みですが、転用許可を得ていないことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接する農地は所有者のもののみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が906.00平方メートルあります

11番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農作業の効率化を図るため宅地横に農業用物置が必要となったことから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年頃に宅地及び農地の利便性の向上のため、父親が転用許可を得て造成したのですが、境界を誤認し、農地へ越境して建築していたことが判明したことから、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が819.85平方メートルあります

12番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地付近は住宅も多く、駐車場が少ないことから、貸駐車場としての要望が多くあることから、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について12件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、令和7年5月20日付けで、倉庫拡張用地として、農地法第5条第1項の規定による

転用許可申請をしていましたが、この度、転用区域の見直しをするため、許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、令和2年8月28日付けで、住宅2階建3棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、当初計画していた19棟のうち16棟は完成しており、残り3棟を販売するため、工事期間を延長するものです。

2番は、令和3年10月20日付けで住宅2階建3棟の特定建築条件売買予定地用地として許可を受けていましたが、2区画分を併せて購入したいという住宅購入者の要望があり、また、残り1区画については、住宅の建築の見込みが立たず、許可目的の達成が困難となっていたところ、申請者の所有している資材置場が手狭であり、新たな資材置場が必要になったことから、住宅平屋建1棟の特定建築条件売買予定地用地・露天資材置場用地へ転用目的を変更するものです。併せて、工事期間を令和8年10月31日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請するものです。

3番は、令和元年12月5日付けで、住宅平屋建1棟の住宅用地として転用許可を受けていましたが、県道檀紙鶴市線の拡幅により、申請地が収用されることから、住宅の建築見込みが立たなくなり、許可目的の達成が困難となっていたところ、申請地東側にある事業所から駐車場の要望があったため、転用目的を露天貸駐車場用地に変更し、併せて工事期間を延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

なお、1番から3番については、「高松市農地関係事務処理要領」第3の2許可目的達成が困難な場合の変更の(1)変更申請の対象の中に記載のあります「農地転用許可処分後に、許可を受けた転用事業実施の促進措置を講じてもお転用目的を達成することが困難と認められる場合であって、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望するとき」に該当し、事業計画変更申請を提出することで、転用目的を達成するものです。また、現在、事業計画変更承認書を手交する際に、工期内に事業計画変更申請を行うよう指導しておりますが、引き続き転用者に対し、粘り強く注意喚起を行うよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、谷本委員と私の2名で、午前中に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は所有権移転2件ですが、香川県農業会議の常設審議委員会の現地調査対象案件はありませんでした。

1番は私、2番は谷本委員から説明申しあげます。

それでは、別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松自動車道檀紙インターチェンジ北100メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、候補地の比較検討をした結果、申請地は、県道檀紙鶴市線及び国道11号線に近く、交通の便が良く、沿線には医療・商業施設が充実しており、小学校等教育施設も半径1キロ圏内に在り、子育て世帯に便利な用地で、現在、この地区で手持ち販売物件を持たない転用申請者が、販売適地と考え、計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する水路が、15.38平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、2番は、谷本委員が説明します。

谷本委員 現地調査委員の谷本です。

2番は、高松市立川島小学校南西350メートルに在り、昨年、宅地建物取引業者免許を取得した転用者が、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、候補地の比較検討をした結果、県道を挟んで東側一帯及び北側は、都市計画用途地域で、商業・医療施設が充実し、本市の総合センターも近く、生活に便利な宅地需要の高い区域内にあり、宅建免許取得後に、新規事業を計画していた申請者の営業活動により、周辺地での住宅購入顧客を数件得たことから計画したもの

で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し併用する水路が31.38平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、35.52平方メートルあります。

3番・4番・5番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は商業施設等が近く、宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道三谷香川線に面し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書13ページを御覧ください。

7番は、露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、車両の出入りがスムーズに行えることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請使用貸借1番と関連しています。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の事務所・店舗にも隣接し、利用しやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が459.86平方メートルあります。

18条6項通知1番と関連しています。

10番は、管工事業等を営む法人が、事務所の駐車場が不足しており、資材置場も必要であるため、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所にも隣接しており、事業の効率化も図れることから、転用理由と農地区分については適当である

と考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用農道が28.32平方メートルあります。

11番は、露天資材置場・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の倉庫にも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が801.63平方メートルあります。

議案書14ページを御覧ください。

12番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は、宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接し、相互扶助が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が10.15平方メートルあります。

14番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,666.49平方メートルあります。

議案書15ページを御覧ください。

16番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の事務所にも隣接し、従業員等の駐車場として利用しやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、貸事務所・共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は、商業・教育施設が充実し、生活に便利な宅地需要の高い区域内にあるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面しており、また、県道43号線に近く、交通の利便性が良いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が2,018.88平方メートルあります。

19番は、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面しており、利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、181.93平方メートルあります。

議案書16ページを御覧ください。

20番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、周辺は学校・病院・商業施設等が整っていることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番も、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、幹線道路（県道中徳三谷高松線）にも近接し、交通の利便性が良いことから、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場と一体的に利用することができ、経営する病院にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が537.61平方メートルあります。

23番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、主要地方道円座香南線にも近く、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書17ページを御覧ください。

24番は、設備工事業等を営む法人が、受注件数の増加に伴い、新たな資材置場が必要となり、併せて、従業員の駐車場等も必要となったことから、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所にも隣接しており、事業の効率化が図れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,831.34平方メートルあります。

25番は、特別議案です。

26番は、露天車両展示場兼駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道国分寺・太田上町線に面し、交通の利便性が良く、営業所にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和37年頃に一部建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は日常生活に必要な施設等が整い、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書18ページを御覧ください。

28番は、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道174号線に面し、車両の出入りがスムーズに行えることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

29番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、建設業を営む法人の役員が、高松地域において資材を保管する場所が必要となったため、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面しており、利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、167.12平方メートルあります。

31番は、自動車整備業等を営む法人が、車両の駐車スペースが不足しているため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所にも隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、1,776.37平方メートルあります。

議案書19ページを御覧ください。

32番は、特別議案です。

33番は、運送業等を営む法人が、従業員用の駐車場が不足しているため、新たに露天駐車場

用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所からも近く、利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

1番は、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松牟礼線に面し、利便性が良く、集客が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和5年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、半導体関連部品の加工業等を営む法人が、事業規模の拡大に伴い、露天資材置場・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所にも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和7年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、609.00平方メートルあります。

18条6項通知3番と関連しています。

3番は、土木工事業を営む法人が、申請地の近くの工事を受注し、現場事務所が必要となったことから、工事期間中の仮設事務所用地として、令和8年3月20日から令和9年3月31日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、工事現場から近く、県道三木綾川線に面し、車両の出入りがしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書21ページを御覧ください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農

地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請所有権8番と関連しています。

2番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地の東側が市道に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築した際、誤って隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、561.98平方メートルあります。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権31件、賃借権3件、使用貸借3件、計37件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書22ページを御覧ください。

1番は、農業を廃止する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、兼業、高齢化により経営縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はレタス、ナス、ニンジン等を栽培するものです。

3番と4番は、農業を廃止する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受ける

もので、いずれも取得後は野菜類を栽培するものです。

議案書 23 ページを御覧ください。

5 番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は果樹を栽培するものです。

6 番は、労働力不足の譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を栽培するものです。

7 番は、経営を縮小する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。18 条 6 項通知の 2 番に関連しています。

8 番は、農業を廃止する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知の 2 番に関連しています。

9 番は、農業を廃止する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10 番と、24 ページの 11 番は、経営を縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後、10 番は水稻、11 番は野菜を栽培するものです。

12 番と 13 番は、労働力不足な譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後、12 番は野菜と果樹を、13 番は水稻と野菜を栽培するものです。

14 番と 15 番は、農業を廃止する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後、14 番は果樹を、15 番は野菜を栽培するものです。

議案書 25 ページを御覧ください。

16 番は、経営縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は梅などの果樹を栽培するものです。

17 番は、労働力不足な譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

18 番は、農業を廃止する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は、果樹と野菜を栽培するものです。

19 番は、労働力不足な譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は果樹と野菜を栽培するものです。

20 番は、農業を廃止する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は、アスパラガスを栽培するものです。

21 番は、農業を廃止する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻や麦を作付けするものです。なお譲受人の住所が県外となっておりますが、申請農地に隣接する宅地と住宅も同時に購入し、そこを拠点に営農活動を行うとのことです。使用貸借に係る農地返還通知の 8 番に関連しています。

以上、議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請、所有権移転 21 件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、許可す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第8号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書第8号を御覧ください。

1番、2番は、耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書27ページを御覧ください。

1番は、税務署への書類提出期限が迫っていたため、会長専決により、2月26日付で証明したものです。現地調査により、農地が適正に管理、利用されていること、また相続人も適格要件を全て満たしていることを確認しています。

2番についても、現地調査した結果、農地として適正に耕作されていることを確認し、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、専決処分1件を含む2件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和8年3月2日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが、提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において、現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容につきまして、御説明いたします。

1ページを御覧ください。

周辺農地と一体的な利用を図り、農業振興に寄与するため、農用地域へ編入するもので、合計件数が1件、面積が13,029平方メートルでございます。

次に、2ページを御覧ください。

農用地域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されており、合計件数が5件、面積が1,944平方メートルでございます。

次に、3ページを御覧ください。

農業用施設を申請地に建築するため、用途区分の変更を行うもので、合計件数が1件、面積が143平方メートルでございます。

以上、議案10号について 御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 審査請求に係る審理終結通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第11号 審査請求に係る審理終結予定通知について御説明します。

資料2-1を御覧ください。

香南町の露天資材置場用地の農地法第5条申請不許可の案件で、処分を不服として審査請求が提出されていますが、これまでの経緯ついて、表にしています。下から6段目のところにおおき、令和8年2月10日開催の定例総会において、審査請求人及び処分庁に対し、令和8年2月27日までに追加の主張立証の提出がない場合は、審査請求の審理を終結する予定であることの通知を発出することについて議決を得て、審査請求人と処分庁である高松市農業委員会へ通知文を発出しました。

その結果、処分庁からは追加の主張立証の提出はありませんでしたが、審査請求人からは「追

加主張書面」が提出されました。

それが、資料2-2になります。

内容としては、1ページの第1、提出の趣旨に記載のとおり、既に提出した審査請求書及び反論書の内容を補充し、その事実関係及び法的評価をより明確にするためとし、提出されたものですが、内容に新たな主張はありませんでした。

この「追加主張書面」についての処分庁の再弁明はありませんので、審査庁である高松市農業委員会としては、資料2-1の2ページの文面のとおり、行政不服審査法第41条第1項の「必要な審理を終えたと認めるとき」に該当する判断し、令和8年3月10日をもって審理を終結する通知文を发出することについて、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、資料2-2については、総会終了後、回収させていただきますので、お帰りの際は、机の上に置いたままにしておいてください。

以上、議案第11号について、御審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号 審査請求に係る審理終結通知については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 審査請求に係る審理終結通知については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

5ページ及び6ページを御覧ください。

指導文書の発出の理由でございますが、営農型太陽光発電設備の転用目的により、令和2年3月10日付けで許可を受けた高松町○番と○番○の2筆については現在、中段の許可条件6に違反し、適切な営農が行われておらず、かつ必要な改善措置が講じられていないことから、農地法第51条第1項第2号の規定に該当することから、この度、農地法違反の是正についての指導文を転用者に対して発出するものです。

4ページを御覧ください。

対象農地の場所は、中段の太枠で囲んだ2か所で、東部運動公園から北西へ約600メートルにあり、高松町○番は第2種農地、高松町○番○は第3種農地です。

2ページを御覧ください。

まず、2の(1)不適切な営農継続の内容ですが、当初計画では、令和2年4月1日から営農型発電設備下部において営農を開始し、3年目である4年度から収穫する計画でしたが、新型コロナウイルスの影響で資材の入荷が遅れたことにより、下部農地での営農が3年度に変更になりました。令和3年度から7年度までの「作物の生産状況報告書」には、夏の猛暑による影響等で

作物が枯れた旨の報告があり、作物栽培の失敗を繰り返さないための改善措置が講じられておらず、また、法令に定める基準を一度も満たさず、営農が適切に継続されていないことが判断できます。

次に、(2)の経緯について、時系列ごとに①から⑦のとおり記載しておりますが、要点だけを簡潔にまとめますと、令和6年、改正された7年3月に国から発出されたガイドラインにより許可基準が明確化・厳格化されたことを踏まえ、7年9月25日に、転用者、地元委員及び事務局の3者で、現地調査の上、意見聴取を行いました。下部農地での営農に支障が生じている確認と収量改善のための対策方針等について意見交換を行ったところ、「転用を継続したいため、オリブからサカキに作物変更をしたい」との申出があり、同年11月末までに事業計画変更申請を行うことを約束しました。その後、同年12月11日と8年1月20日の2度の申請締切日にあわせて、転用者から申請書の提出がありましたが、書類の不足や不備により期限内での補正・補完ができず申請を断念し、それ以降は、申請書の提出や相談等は一切ない状態です。

これらのことを踏まえ、(3)委員の総意としましては、令和8年2月28日開催の第2地区部会において、「成果は不確実である。過去6年間の実績の無い状況が、無為な時間であったとの客観的な証明であり、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とは結び付かず、周辺で真摯に営農活動を行っている農業者との間で不公平感が生じている。また、指導による改善が認められず、悪質な違反転用行為を追認するわけにはいかない。」との結論に至りました。

以上のことから、1ページ中段下の項目、「違反を是正するために必要な措置」欄に記載しておりますとおり、「令和8年4月末日までに必要な改善措置を講じ、違反を是正すること」を明示し、1から3ページを印刷し、指導文書として転用者に、配達証明郵便にて発出しようとするものです。

以上、議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出について、御審議よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり決定し、発出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、御異議がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり決定し、発出することにいたします。

次に、議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第13号、農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、令和8年2月16日付けで公益財団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を求められているものです。なお、香川県

の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和8年4月30日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり異議のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり異議ない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 令和8年度最適化活動の目標設定等（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第14号、令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

令和8年度の活動目標を作成の上、国・県に報告し、4月末までにホームページで公表することになっております。そのために本日の定例総会に議案としてお諮りいたしますが、まだ年度が満了していないため、この中で取り扱う農地集積面積や遊休農地面積等の数値は、未確定の暫定値であり、4月末の公表までに数値を修正する場合がありますので、その点予め御承知おきください。

1ページを御覧ください。

Iの1は、令和8年4月1日時点の農業委員会の体制です。

2の農家・農地等の概要は、それぞれの調査方法に基づく農家・農地・認定農業者等の数値です。

2ページを御覧ください。最適化活動の目標です。

1の(1)の農地集積については、①の表の現状とありますが、令和8年4月1日時点の集積面積と集積率の見込みです。

②の令和8年度の集積面積の目標は、1年あたりの新規集積目標面積は363ヘクタールとなっています。

次に(2)の遊休農地の解消についてです。

①の表の現状の部分が、令和7年度の利用状況調査の結果の見込みの数値です。

②の目標については昨年度の数値のままとしており、アのa、緑区分の遊休農地の単年度解消目標は、20ヘクタールとしています。

次にb、黄区分の遊休農地については、解消のための工程表を作製することとしています。

この令和7年度に新規発生した緑区分の遊休農地については、令和8年度内に全て解消することと
しています。

3ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進については、令和5年度から7年度までの新規参入実績はここに記載のとおり
です。

②の目標は、直近3年間の権利移動面積の平均値の10分の1の面積25.7ヘクタールの農地について、
令和8年度中に「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する」ことを目標
とすることが求められています。

2の最適化活動の活動目標ですが、(1)最適化活動を行う委員一人当たりの目標日数は、8年度
は、一ヶ月あたり10日を目標としています。

(2)活動強化月間の設定は、農業相談会のある7月と12月を農地集積の強化月間とし、農地の利
用状況調査がある8月から9月までを遊休農地対策の強化月間としています。

最後に(3)新規参入相談会への参加目標は年4回としています。

以上、令和8年度の最適化活動の目標設定については、本日御承認をいただいた後、県へ報告する
と共に、4月末までにホームページで公表いたします。

なお、令和7年度の活動の点検・評価については、改めて6月の定例総会でお諮りする予定です。
説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう
ありますので、議案第14号 令和8年度最適化活動の目標設定等(案)については、承認するこ
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号 令和8年度最適化活動の目標設定等
(案)は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見についてを議題といたし
ます。事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第15号、地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御説明
申しあげます。

資料6を御覧ください。

本件は、令和8年2月6日付け地域農業経営基盤強化促進計画(以下、「地域計画」という。)の
変更公告後、地域計画内の農用地等のうち農振除外及び農地転用する場合は、改めて地域計画から除
外し、変更する必要があります。そのため、令和8年3月3日付けで、高松市長から地域計画の変更
について農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求められているものです。

2枚目は、農振除外及び農地転用のため地域計画から除外する農用地一覧表になります。表の左か
ら地区名、町名、地番、枝番、地目、登記面積、除外面積、利用目的、利用者及び変更理由を記載し
ています。

3枚目及び4枚目は、今回新たに地域計画に位置付ける者の変更一覧表になります。表の左から地

区名、区分、氏名、住所、事由、経営作目及び経営面積を記載しています。

また、5枚目については、目次として、地域計画（案）地区一覧表を添付しており、地区名と頁数を記載しています。地域計画は、全部で30プランあり、各農業委員に貸与しているタブレットのライナーワークスに地区ごとに地域計画（案）及び目標地図（案）を掲載しています。

以上、議案第15号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第15号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第15号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号 高松市農業委員会情報セキュリティ対策基準（案）の策定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第16号 高松市農業委員会情報セキュリティ対策基準（案）の策定について御説明申し上げます。

本市の情報セキュリティポリシーは、総務省が提供している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に策定しています。

今回、地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の議長、長、委員会及び委員は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講じなければならないとされ、改正施行日（令和8年4月1日）までに、本市農業委員会も、新たにセキュリティポリシーを策定する必要があります。

資料7-1を御覧ください

1. 高松市農業委員会セキュリティポリシーについてですが、「情報セキュリティ基本方針」と、「情報セキュリティ対策基準」とで2階層で構成されます。「情報セキュリティ基本方針」は市長部門のものを準用し、農業委員会の委員も含まれ、「情報セキュリティ対策基準」は、市長部門が作成したものに準じて新たに策定する必要があるため、今回議案第16号にて、御審議いただくものになります。

「高松市情報セキュリティ基本方針」とは、高松市が取り組む情報セキュリティ対策の土台となるもので、対象とする脅威、適用対象や具体的な範囲を明確にし、高松市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を守ること、また、万が一の危機が発生した場合には、適切に対応できるようにすることを目的とするものになります。「高松市農業委員会情報セキュリティ対策基準」とは、本市農業委員会において、情報セキュリティに係る体制や非常勤の農業委員（会長、会長職務代理者、及び農地利用最適化推進委員を含む。）が取るべき対策等を定めたものになります。

2. 高松市農業委員会のセキュリティポリシーのイメージ図です。赤い枠で囲んでいるとこ

ろになりますが、情報セキュリティ基本方針は、市長部門のものに準じ、農業委員会の委員も含まれ、情報セキュリティ対策基準は、市長部門のものを準じて新たに作成という2階層になっています。

まず、資料7-2を御覧ください。

高松市情報セキュリティ基本方針になります。これは、市長部門で見直しされ、本市農業委員会も準じているものになります。また、令和8年3月2日付けで改正・施行されています。

1ページ目を御覧ください。

1. 目的と位置付けにつきましては、先程御説明したとおりになります。
2. 定義(2)委員におきまして、農業委員会の委員が位置づけされています。

その他につきましては、お手すきの際にお目通しください。

資料7-3を御覧ください。

農業委員に関する情報セキュリティ対策基準は、今定例総会での審議、承認後、施行するものです。

2ページ目を御覧ください。1. 組織体制についてですが、最高情報セキュリティ責任者(シーアイエスオー)は、農業委員会会長をもって充て、一任するとしております。情報セキュリティ責任者は、農業委員会事務局長をもって充て、委員等の情報セキュリティ対策に関する統括的な権限及び責任を有するとしております。情報セキュリティ管理者は、農政課長をもって充て、委員等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有するとしています。また、委員等の情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合は、情報セキュリティ責任者及びシーアイエスオーへ速やかに報告を行い、指示を仰がなければならないとしております。

次に、2ページ及び3ページをご覧ください。2. 情報資産につきまして、情報資産の分類として、(1)機密性による情報資産、(2)完全性による情報資産、(3)可用性による情報資産と、3つの分類に分けられます。

4ページ以降は、3. 情報セキュリティ対策になります。

まず、4ページ上段に、委員等の遵守事項を定めています。

4ページ中段から5ページには、情報資産の管理を定めています。

また、5ページ中段に情報セキュリティに関する研修について、定めています。

5ページ中段から及び6ページには、情報セキュリティインシデントの報告等になります。

また、6ページ上段から遵守状況の確認及び対処、法令順守を定めています。

最後に、附則として、この対策基準は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上、議案第16号、高松市農業委員会情報セキュリティ対策基準(案)の策定について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第16号 高松市農業委員会情報セキュリティ対策基準(案)の策定については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第16号 高松市農業委員会情報セキュリティ対策基準(案)の策定については、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、御報告申しあげます。資料8を御覧ください。

令和8年2月4日から同年3月3日分まででございます。

まず 許可件数でございますが、1月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が3件、2月議決分といたしまして、4条が8件、5条が6件、合計で4条が9件、5条が9件です。

許可保留件数につきましては、1月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が28件、2月議決分といたしまして、4条が0件、5条が6件、合計で4条が0件、5条が34件です。

取下につきましては、5条関係の6月分で1件ありました。

次に、許可保留の内容につきまして、御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず4条関係です。許可保留案件は、ありませんでした。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。令和7年5月議決分の所有権の12番が、右端欄のとおり、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により許可保留となっております。

次に、同年6月議決分の所有権12番が、右端欄のとおり、用途廃止未了により許可保留となっております。

次に、同年9月議決分の所有権18番、34番、43番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認、用途廃止未了により許可保留となっております。

次に、同年11月議決分の所有権13番、24番が、右端欄のとおり、開発許可、用途廃止、道路工事承認、法定外占用未了により許可保留となっております。

同年12月議決分の、所有権1番が、右端欄のとおり盛土規制、道路工事承認未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

令和8年1月議決分の所有権3番から7番、9番、12番、14番から19番、24番、27番、29番から31番、33番が、右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用、盛土規制未了により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく、1月議決分の所有権34番、35番が、右端欄のとおり、それぞれ盛土規制未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同年2月議決分の所有権1番から3番、5番から7番が、右端欄のとおり、それぞれ開発許可、造成未了、道路工事承認、法定外占用未了により許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は、以上です。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和7年度第12回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時28分 閉会